

## 国立大学法人山口大学ハラスメント防止・対策委員会規則

### (設置)

第1条 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）に、国立大学法人山口大学ハラスメント防止・対策委員会（以下「ハラスメント防止・対策委員会」という。）を置く。

### (目的)

第1条の2 ハラスメント防止・対策委員会は、基本的人権の擁護及び男女共同参画社会の実現に向けて、本法人のすべての構成員が個人として尊重され、ハラスメントのない快適な環境において学び、教育・研究し、働くことができる大学づくりのための対策等を検討、実施することを目的とする。

### (任務)

第2条 ハラスメント防止・対策委員会は、ハラスメントの防止及び対策に係る次の事項について審議を行う。

- (1) ハラスメントの防止啓発及び研修に関すること。
- (2) ハラスメントの相談に関すること。
- (3) ハラスメント事案の救済対策及び調査に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

2 ハラスメント防止・対策委員会は、ハラスメントの救済、処分及び環境改善のためにとるべき措置並びに個別の事案への対応策をまとめた場合には、学長又は関係する部局等（各学部，研究科，全学教育研究施設，大学評価室，地域連携推進センター，医学部附属病院，事務局各部，業務監査・指導室，財務監査・指導室及び学長戦略部をいう。以下同じ。）の長に勧告するものとする。

3 ハラスメント防止・対策委員会は、ハラスメントに関する防止，対策及び被害者救済等の措置を講じた場合には、学長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 ハラスメント防止・対策委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) ハラスメントの防止及び対策に関し、広くかつ高い見識を有する者として学長が指名した契約教育職員1名
  - (2) 人文学部，教育学部，経済学部，大学院医学系研究科及び医学部附属病院から選出された大学教育職員各1名並びに農学部又は共同獣医学部から選出された大学教育職員1名並びに大学院理工学研究科から選出された大学教育職員2名
  - (3) 総務部長が推薦する大学教育職員及び附属学校教育職員を除く男女各4名
  - (4) 法律学の素養を有する者のうちから学長が指名した者1名
- 2 前項第2号委員の半数程度は教授とする。
- 3 委員は、国立大学法人山口大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規則（平成16年規則第77号。以下「防止対策規則」という。）第6条に定める相談員を

兼ねることができない。

- 4 第1項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 ハラスメント防止・対策委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、ハラスメント防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 3 ハラスメント防止・対策委員会に副委員長2名を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはあらかじめ、委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 ハラスメント防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 ハラスメント防止・対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 ハラスメント防止・対策委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第7条 ハラスメント防止・対策委員会は、次の場合には、ハラスメントの事実関係を調査するため、調査委員会を置く。

- (1) 被害を受けたとされる者の要請又は防止対策規則第6条に定める相談員及び同規則第10条に定める相談窓口においてハラスメントに関する相談に応じた担当者（以下「相談員等」という。）からの報告により、ハラスメント防止・対策委員会が必要と認めたとき。
  - (2) ハラスメント防止・対策委員会が、救済及び環境改善等のための措置が必要と判断したとき。
- 2 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会を設置した場合には、被害を受けたとされる者及び加害者とされる者（以下「当事者」という。）並びに当事者の所属する部局等の長に調査委員会を設置した旨を通知するものとする。

(調査委員会の任務)

第8条 調査委員会は、次の事項を行う。

- (1) 当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項を調査すること（当事者の双方が山口大学の学生である事案（以下「学生間事案」という。）にあっては、

その処理に当たり当該部局等間の連絡調整等を行うことを含む。)

- (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
- (3) ハラスメントの事実関係を2か月以内に明らかにすること。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合で、やむを得ない事由があるときには、相当期間延長することができる。
- (4) 前各号の任務が終了したときは、調査結果を直ちにハラスメント防止・対策委員会に報告すること。

#### (調査委員会の組織)

第9条 調査委員会は、ハラスメント防止・対策委員会が選考し、学長が指名した原則として5名（学生間事案にあっては、大学教育機構から推薦された大学教育職員1名を含む。）の委員をもって組織する。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会は、同委員会がハラスメント防止・対策委員会委員を除く職員のうち、あらかじめ指定した調査委員会委員候補者（以下「調査委員候補者」という。）のうちから選考するものとし、委員構成が男女同数程度で組織されるよう努めなければならない。

- 2 委員の任期は、当該事案に係る任務が終了するまでとする。
- 3 委員は、複数の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。
- 4 委員は、原則として当事者の所属する部局等以外の部局等の職員であって、かつ、当事者と利害関係がない者（相談員等にあっては当該事案にかかわった者を除く。）から選考するものとする。
- 5 調査委員会に委員長及び副委員長（以下「調査委員会委員長等」という。）を置き、委員の互選により選出する。
- 6 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 9 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 10 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

#### (アドバイザー)

第9条の2 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会が組織された場合には、当該調査委員会に対し専門的な指導・助言等を行う法律学担当及び心理学担当のアドバイザー各1名を選考するものとし、調査委員会は、必要に応じて、出席又はその他の方法により、指導・助言等を求めることができる。

- 2 前項のアドバイザーは、ハラスメント防止・対策委員会が、法律学若しくは心理学の素養を有する大学教育職員（ハラスメント防止・対策委員会委員及び相談員である者を除く。）又は職員以外の専門家（弁護士、臨床心理士等をいう。）のうちから選考するものとし、ハラスメント防止・対策委員会は、大学教育職員であるアドバイザーにあっては、あらかじめハラスメント防止・対策委員会が指定し学長が指名

した者のうちから、職員以外の専門家であるアドバイザーにあっては、あらかじめ法律学又は心理学の素養を有する専門家として学長が委嘱した者のうちから選考するものとする。

(遵守事項)

第10条 調査委員会及び調査委員会の委員は、調査を進めるに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に際しては、被害を受けたとされる者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならないこと。
  - (2) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合には、その有無について証明責任を被害を受けたとされる者に負わせてはならないこと。
  - (3) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。
- 2 アドバイザーは、被害を受けたとされる者の抑圧及び被害の揉み消しになるようなこと並びに知り得た秘密を他に漏らすことを行ってはならない。

(調査委員会委員及びアドバイザーの交代)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の委員又はアドバイザーの交代を行うことができる。

- (1) 当事者から、委員又はアドバイザーが前条に定める遵守事項のいずれかに違反したとして、当該委員又はアドバイザーの交代の申し出があったとき。
- (2) 委員又はアドバイザーが当事者のいずれかと利害関係にあることが明らかになったとき。
- (3) 委員が不適切な調査活動を行ったとき。
- (4) その他ハラスメント防止・対策委員会が必要と認めたとき。

(調査委員会の調査の終了)

第12条 調査委員会の調査は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了するものとする。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
- (2) 相談者が、調査の途中で調査の打ち切りを申し出たとき。
- (3) 加害者とされる者が本法人の構成員でなくなり、かつ、調査の続行が困難となったとき。
- (4) 2か月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがないと、ハラスメント防止・対策委員会が判断したとき。

(当事者への報告)

第13条 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の議に基づいて当該事案に係る結論を出したときは、速やかに書面により当事者に決定内容を説明しなければならない。

(不服申立て)

第14条 当事者は、前条の決定内容に不服があるときは、書面を受け取った日の翌日から起算して14日以内にその理由を付して、ハラスメント防止・対策委員会に書面により不服申立てをすることができる。

2 ハラスメント防止・対策委員会は、前項の不服申立てがあった場合には、当該事案に係る再調査を行うかどうかを決定するものとする。この場合において、再調査を行うことを決定したときは、再調査を行うための委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置するとともに、当事者及び当事者の所属する部局等の長にその旨を通知するものとし、再調査を行わないことを決定したときは、その理由を付して不服を申し立てた者にその旨を書面により説明しなければならない。

(再調査委員会)

第15条 再調査委員会は、ハラスメント防止・対策委員会が選考し、学長が指名した原則として次の5名の委員をもって組織する。

(1) 調査委員会委員長等

(2) 調査委員会委員長等を除く調査委員会委員以外の調査委員候補者3名

2 ハラスメント防止・対策委員会は、前項の委員構成をするに当たっては、男女同数程度で組織されるよう努めなければならない。

3 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、調査委員会委員長等をもって充てる。

4 再調査委員会の任務等については、第8条、第9条（第1項及び第5項を除く。）及び第9条の2から第13条までの規定を準用する。この場合において、第8条第3号及び第12条第4号中「2か月以内」とあるのは、「1か月以内」と読み替えるものとする。

(臨時の対応措置)

第16条 ハラスメント防止・対策委員会は、ハラスメントに関する相談が行われた時点又は手続の進行中において、ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、かつ、事態が重大で緊急性があると認めるときは、被害を受けたとされる者の了解の上で、当事者及び関係する部局に対し、臨時の対応措置をとることができるものとする。

(調整・連携による解決)

第17条 ハラスメント防止・対策委員会は、相談員等の報告を踏まえ、調査委員会を設置する必要がないと判断した事案に対し、被害を受けたとされる者の要請を考慮して、当事者の所属する部局等の長と対応策を協議し、解決のための措置をとることができるものとする。

2 ハラスメント防止・対策委員会は、学生間事案の場合は、関係する教学委員会委員等と連携して対応するものとする。

(指導・助言による解決)

第18条 ハラスメント防止・対策委員会は、相談員等の報告を踏まえ、ハラスメントであると思料されるが、調査委員会を設置する必要がないと判断した事案に対し、被害を受けたとされる者の要請を考慮して、指導・助言による解決のための措置をとることができるものとする。

(委員等の義務)

第19条 ハラスメント防止・対策委員会委員，調査委員会委員，再調査委員会委員及び相談員等並びに教学委員会委員等は，任期中及び退任後においても，任務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(調整会議)

第19条の2 ハラスメント防止・対策委員会は，重要事案を事前審議し，又は緊急事案へ対応するため，調整会議を置く。

2 調整会議に関し必要な事項は，ハラスメント防止・対策委員会が定める。

(部会)

第19条の3 ハラスメント防止・対策委員会は，必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は，ハラスメント防止・対策委員会が定める。

(事務)

第20条 ハラスメント防止・対策委員会の事務は，総務部人事課及び学生支援部学生支援課において処理する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか，ハラスメント防止・対策委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2 経済学部，理学部及び農学部は，この規則施行の日において，この規則施行前の山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則の規定による委員であった者を第4条第1項第1号の委員に選出するものとする。ただし，その任期は，第4条第2項本文の規定にかかわらず，平成17年3月31日までとする。

3 事務局長は，この規則施行の日において，4条第1項第2号の委員のうち4名については，この規則施行前の山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則の規定による委員としての任期が平成17年3月31日までの者を推薦するものとする。ただし，その任期は，第4条第2項本文の規定にかかわらず，平成17年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に理学部、医学部及び工学部から選出され、この規則施行の日にイコール・パートナーシップ委員会委員となる者は、この規則による改正後の国立大学法人山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則の規定により大学院医学系研究科又は大学院理工学研究科から選出されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に組織された調査委員会の組織については、この規則による改正後の国立大学法人山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則第9条及び第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年6月23日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年7月29日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学イコール・パートナーシップ委員会規則の規定は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の国立大学法人山口大学ハラスメント防止・対策委員会規則第14条の規定は、この規則施行の日以後に相談が行われた事案について適用する。